

## 兵庫県健康づくり推進プランの改定及び 兵庫県歯及び口腔の健康づくり推進条例(仮称)について

現行の健康づくり推進条例は、理念的な条例であることを踏まえ、社会情勢や時代の変化に即した新たな課題について効果的な対策を図るため、新たに実効的な歯及び口腔に関する単独条例を制定する。

### 1 本県における健康づくり施策の現在の取組状況

- (1) 県民の健康寿命の延伸を目指し、「健康づくり推進条例」(H23.4 施行)に基づき以下の4分野について重点的に推進

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ①「生活習慣病予防等の健康づくり」 | ②「歯及び口腔の健康づくり」 |
| ③「こころの健康づくり」      | ④「健康危機事案への対応」  |

- (2) 条例に基づき、基本計画条例に位置づけられている「健康づくり推進プラン (H29～R3) (R4.3月に改定)」、及び「健康づくり推進実施計画 (H30～R4)」を策定

### 2 歯と口腔の健康づくりに関する経緯

- (1) 健康増進課内に設置 (H27) した「兵庫県口腔保健支援センター」において、上記計画等に基づき関係団体と連携し総合的に施策を推進
- (2) 「健康づくり推進条例」施行後、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定 (H23.8) (他府県の条例制定の状況)
- 44 道府県で歯科口腔保健に関する単独条例を制定済。(東京都、大阪府、本県除く)

### 3 条例制定に向けての進め方

- (1) 健康づくり審議会(条例設置)・8020 運動推進部会にて、「健康づくり推進プラン」の改定及び条例案を検討する。
- (2) ワーキング部会：8020 運動推進部会においてワーキング部会を設置する。  
改定予定の「健康づくり推進プラン」の内容を踏まえながら検討する。
- (3) 条例に県民の意見が反映されるよう、シンポジウムを開催する。

### 4 スケジュール(案)

時期	実施内容
令和3年 10月29日	第1回8020運動推進部会      第1回ワーキング部会
11月下旬	第2回ワーキング部会の開催
12月上旬	第1回健康づくり審議会で「健康づくり推進プラン」の協議
12月17日(金)	第2回8020運動推進部会 (パブリックコメント案決定)
12月下旬	シンポジウムの開催
12月下旬～1月中旬	パブリックコメントの実施
2月	条例案を県議会に諮る
3月	第2回健康づくり審議会で「健康づくり推進プラン」の承認、「歯及び口腔の健康づくり推進条例(仮称)」の報告